日本教育経営学会会則

第１章　総　則

第１条　本会は日本教育経営学会（The Japanese Association for the Study of Educational Administration）という。

第２条　本会は，教育経営の研究と実践を促進し，その普及を図ることを目的とする。

第３条　本会は次の事業を行う。

(1)大会および研究会の開催
(2)学会紀要（「日本教育経営学会紀要」），会報等の発行
(3)会員の研究および共同研究の促進
(4)内外の関係学会との連携
(5)教育経営の関係機関及び団体等との連携
(6)教育経営の研究と実践の普及活動
(7)その他本会の目的達成のための事業

第２章　会　員

第４条　本会の入退会には，次の手続きを必要とする。

１．本会に入会するには，必要事項を登録し，当該年度の会費を納入することを必要とする。
２．入会にあたり，会員の推薦を必要とする。
３．本会を退会するものは，毎年３月 31 日までに文書により申し出るものとする

第５条　会員は本会が行う事業に参加し，研究大会，学会紀要等で研究発表することができる。

２．会員は本会の倫理綱領を遵守しなければならない。

第６条　会員は会費を納入するものとする。

１．会費は年額 8,000 円（学会紀要費を含む）とする。
２．２年以上会費の納入を怠ったものは，会員としての資格を失う。

第７条　会員にして義務を怠ったものに対しては，理事会の決議により除名する。

第８条　本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は，理事会が推薦し総会の承認を得るものとする。

第３章 役 員

第９条　本会に次の役員をおく。

会長　１名 理事 若干名（常任理事を含む）　事務局長　１名　事務局次長　１名
幹事　若干名　監査 ２名

第 10 条　１．会長は本会を代表し，会務をつかさどる。会長に事故あるときは，理事会の推薦により常任理事の一人がその職務を代行する。

２．理事は理事会を組織し，本会の運営にあたる。内若干名を常任理事とし業務の執行にあたる。
３．会長は事務局を定める。事務局は，事務局長，事務局次長及び幹事で構成する。会長は事務局長，事務局次長及び幹事を会員の中から理事会の同意を得て委嘱し，事務局は会務を処理する。但し，事務局次長はおかないことができる。
４．監査は理事会が総会の承認を得て委嘱し，本会の会計を監査する。

第 11 条　別に定める役員選出規程に基づき，会長，理事，監査は総会において選出承認し，常任理事は理事会の同意を経て会長が委嘱する。監査は会員の中から会長が選出

し，総会において承認する。

第 12 条　役員の任期は３年とする。但し，会長以外の役員は再任を妨げない。

第 13 条　理事に欠員が生じたときは，次点者をもって補い，その任期は前任者の残りの期間とする。

第 14 条　１．学会運営における研究専門分野の均衡，学会運営体制の整備，役員の多様性の確保のために，前条までに定める理事とは別に，理事会選出理事を置くことができる。

２．理事会選出理事の任期は，前条までに定める理事の任期の範囲内とする。

第 15 条　本会に顧問をおくことができる。

第４章　総　会

第 16 条　総会は会長が召集し，本会事業の重要事項を審議する最高議決機関とする。

第５章　地方研究団体・機関との連携

第 17 条　本会は，地方における教育経営研究に関する団体・機関と連携することができる。連携に関する事項は別に規程により定める。

第６章　会　計

第 18 条　本会の経費は会費，その他の収入をもってこれにあてる。

第 19 条　理事会は予算案を編成し，総会の議に附するものとする。

第 20 条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月 31 日に終わる。

第７章　各種委員会

第 21 条　１．本会に紀要編集委員会をおく。紀要編集委員会は，学会紀要の編集にあたる。

２．本会に研究推進委員会をおく。研究推進委員会は，学会としての研究の推進にあたる。

３．本会に実践推進委員会をおく。実践推進委員会は，教育経営に関する実践の推進にあたる。

４．本会に国際交流委員会をおく。国際交流委員会は，研究の国際交流にあたる。

５．本会に必要に応じて，総会の議を経て特別委員会をおくことができる。

第 22 条　各委員会は委員長１名，委員若干名で構成する。委員長は，会長が理事の中から選任し理事会の同意を得た上で委嘱する。委員は，会長が，委員長と協議の上，会員の中から選出し，常任理事会の同意を経て委嘱する。委員の再任は妨げない。委員の任期は委員長の任期の範囲内とする。但し，特別の事情がない限り，委員を重任させることはできない。

第８章　学会褒賞制度

第 23 条　会員の研究の活性化と奨励を期して学会褒賞制度を設ける。学会褒賞制度に関する細則は別に定める。

補　則

本会の運営に必要な細則は別に定める。

附　則

第１条　本会則の変更は総会の決議による。

第２条　削除

第３条　本会則は昭和 33 年 12 月 13 日より施行する。

第４条　本会則は昭和 60 年６月７日より施行する。

第５条　本会則は平成元年４月１日より施行する。

第６条　本会則は平成２年６月２日より施行する。

第７条　本会則は平成５年６月５日より施行する。

第８条　本会則は平成９年５月 31 日より施行する。

第９条　本会則は 1999 年６月５日より施行する。
第 10 条　本会則は 2000 年６月 10 日より施行する。
第 11 条　本会則は 2001 年６月９日より施行する。
第 12 条　本会則は 2003 年６月７日より施行する。
第 13 条　本会則は 2006 年６月３日より施行する。
第 14 条　本会則は 2007 年６月２日より施行する。
第 15 条　本会則は 2012 年６月９日より施行する。
第 16 条　本会則は 2020 年９月１日より施行する。
第 17 条　本会則は 2021 年６月５日より施行する。
第 18 条　本会則は 2023 年６月３日より施行する。

総会に関する細則

１）総会の定足数は全会員の３分の１とする。
　２．定足数に満たないときは仮総会とする。
　３．定足数には委任状を含むものとする。
２）総会の決議は，実出席会員の過半数の同意による。ただし，附則第１条による本会則の変更は，総会における実出席会員の３分の２以上の同意を必要とする。
　２．仮総会の決議も前項の例による。この場合，決議事項を文書によって全会員に通知し，その後１ケ月以内に３分の１以上の文書による反対がない場合は，その決議事項を総会の決議事項とみなすものとする。

附　則

第１条　本会則は平成５年６月５日より施行する。
第８条　本会則は平成８年４月１日より施行する。

日本教育経営学会役員選出規程

学会会則第３章の役員のうち，会長，理事，理事会選出理事の選出はこの規程による。

１．〈選挙資格，被選挙資格〉前々年度以降のいずれかの会費を選挙管理委員会成立時までに納入した会員は，選挙権，被選挙権を有する。

２．〈被選挙資格の辞退〉役員選挙年度の 4 月 1 日において，20 年以上の会員歴を有し，理事 3 期以上を歴任し，年齢が 満 65 歳以上の会員は被選挙資格を辞退することができる。被選挙資格の辞退は，前年度までに文書（電子メール，ファックスを含む）で学会事務局に申し出ることによって行う。

３．〈理事選挙〉

〇理事は候補者を地区別に会員の投票によって選出し，総会の承認を得る。

〇地区は次の６地区に分ける。

１．北海道・東北　２．関東　３．中部　４．近畿　５．中国・四国　６．九州

〇理事の定数は，当分の間 33 名とする。なお，各地区の理事定数については，会員数に比例して配分することとする。地区別の理事選出定数については常任理事会が決定し，選挙管理委員会が選挙時にこれを公示する。

４．〈投票方法〉投票は６名連記とし，うち２名は自地区（勤務先の属する地区。勤務先がない場合は居住地の属する地区）から，他４名は自地区を含むすべての地区から選挙する。

５．〈選挙の時期〉選挙は役員任期満了年の大会開催の前々月中に実施する。

６．〈選挙管理委員会〉その構成は理事会で決定する。

７．（会長選出）会長は選出された理事候補者の互選により選出し，総会の承認を得る。会長の任期は二期にわたらないものとする。

８．〈理事会選出理事〉理事会選出理事の人数は 5 人以内とし，会長の推薦に基づき理事会で選出する。

附　則　本規程は昭和 49 年４月１日より施行する。
本規程は昭和 63 年６月３日より施行する。
本規程は平成２年６月２日より施行する。
本規程は平成５年６月５日より施行する。
本規程は 1999 年６月５日より施行する。
本規程は 2023 年６月３日より施行する。

日本教育経営学会地方教育経営研究に関する
団体・機関との連携に関する規程

１．この規程は，日本教育経営学会（以下，「本学会」という。）に所属する会員有志が組織する地方の教育経営研究に関する団体・機関との連携協力活動について定めることを目的とする。

２．本学会と連携関係を希望する本学会会員有志による地方の教育経営研究に関する団体・機関（以下，「連携団体」という。）は，本学会の当該地区理事の了解を得て，所定の様式により，連携関係締結の承認申請を行うものとする。

②　前項の承認申請があった場合には，本学会常任理事会において，当該申請の承認の可否について協議するものとする。

③　常任理事会は，前項の協議結果を申請者（代表者）に通知する。

３．本学会と連携団体は，相互の学術・研究活動の促進発展のため，以下の連携協力活動に努めるものとする。

イ）関連学術・研究情報の提供及び相互利用

ロ）本学会の紀要等における活動状況の報告

ハ）その他本学会と連携団体が必要と認める活動

４．連携団体が以下の各号の一に該当する場合は，本学会は，当該連携団体との連携関係を解消することができる。

一　連携団体から連携関係の取り消しの申し出があり，相当の理由があると認められる場合

二　連携団体の活動目的及び内容が，本学会及び本学会会員の不利益となり，連携団体としての地位を継続することの妥当性が失われたと認められる場合

附　則　この規程は，2007 年度から施行する。

日本教育経営学会褒賞制度に関する規程

１．教育経営学の発展と浸透，会員の活動の活性化と奨励を期し，本規程を設ける。
２．賞は，以下の種類とする。
　①　功労賞
　②　学術研究賞
　③　実践研究賞
　④　研究奨励賞
３．功労賞は，本学会の発展に大きく寄与した会員に授与され，その選考は，別に定める内規に基づき，理事会が行う。
４．学術研究賞は，著しく優秀な学術著書を発表した者に授与され，その選考は，別に定める内規に基づき，研究推進委員会が行う。
５．実践研究賞は，優れた教育経営の実践を行い，それを著作物によって発表した者に授与され，その選考は，別に定める内規に基づき，実践推進委員会が行う。
６．　研究奨励賞は，本学会紀要に掲載された自由研究論文の執筆者に授与され，その選考は，別に定める内規に基づき，紀要編集委員会が行う。
７．各賞の授与式は，年度の研究大会において行う。
８．各賞は，「賞状」のみとする。

附　則　本規程は 2003 年６月７日より施行する。
　　本規程は 2005 年６月４日より施行する。
　　本規定は 2009 年６月５日より施行する。
　　本規程は 2016 年６月 11 日より施行する。

『日本教育経営学会褒賞制度』選考内規

１．功労賞の選考については，名誉会員の選考に準じ，理事会の申し合わせによることとする。

２．学術研究賞は，優秀な学術著書（編著書を含む）を発表した会員若しくは会員のグループを対象とする。ただし，執筆者に会員以外の者を含めることを妨げない。

②　選考に際して必要な事務は研究推進委員会が行う。

③　選考対象者の推薦は会員および研究推進委員会が行う（自薦も可）。

④　選考対象者を推薦する会員は，推薦状，及び業績三部を研究推進委員長に提出するものとする。

⑤　研究推進委員会は，推薦された各業績それぞれについて３名からなる審査委員会を設置する。研究推進委員会は審査委員会の審査結果を受けて候補者を決定し，理事会に推薦する。

⑥　研究推進委員長は，選考結果を理事会に報告し，理事会において対象者を決定するものとする。

⑦　授賞が決定した対象者について，会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出（一部）を求め，学会事務局において保管する。

⑧　学術研究賞の対象は，本学会の研究大会が開催される年度の前年度を含め遡る過去２カ年度において公刊されたものとする。

３．実践研究賞は，優れた教育経営の実践を行い，それを著作物によって発表した会員若しくは会員のグループを対象とする。ただし，執筆者に会員以外の者を含めることを妨げない。

②　選考に際して必要な事務は実践推進委員会が行う。

③　選考対象者の推薦は会員および実践推進委員会が行う（自薦も可）。

④　選考対象者を推薦する会員は，推薦状，及び業績三部を実践推進委員会に提出するものとする。

⑤　実践推進委員会は，推薦された各業績それぞれについて３名からなる審査委員会を設置する。実践推進委員会は審査委員会の審査結果を受けて候補者を決定し，理事会に推薦する。

⑥　実践推進委員長は，選考結果を理事会に報告し，理事会において対象者を決定する。

⑦　受賞が決定した対象者について，会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出（一部）を求め，学会事務局において保管する。

⑧　実践研究賞の対象は，実践に関する論文を含む審査可能な著作を有し，本学会の研究大会が開催される年度の前年度を含め遡る過去５カ年度の間において発表されたものとする。

⑨　実践研究賞の選考及び審査は別に定める選考基準（申し合わせ）により行う。

４．研究奨励賞は，本学会の研究大会の開催の年の前年に刊行された『日本教育経営学会紀要』に発表された自由研究論文の執筆者を対象とする。

②　選考に際して必要な事務は紀要編集委員会が行う。

③　紀要編集委員会は，該当する紀要論文の執筆者について，研究奨励賞を授与するにふさわしいかどうかを審査するものとする。

④　紀要編集委員長は，理事会に対して選考結果を報告するとともに，推薦状，及び紀要論文一部を提出する。それをうけて，理事会は対象者を決定するものとする。

⑤　授賞が決定した対象者について，会長は対象者に履歴書及び主要研究業績一覧の提出

（一部）を求め，学会事務局において保管する。

５．各賞いずれにおいても，受賞対象である業績を担った者が複数の場合には各個人を表彰するのではなく，グループとして一括表彰するものとする。

附　則　本内規は 2003 年６月７日より施行する。
本内規は 2005 年６月４日より施行する。
本内規は 2008 年１月 14 日より施行する。
本内規は 2009 年６月５日より施行する。
本規定は 2016 年６月 11 日より施行する。